

事務連絡
令和3年4月30日

各〔都道府県
中核市
指定都市〕高齢者施設等整備担当課 御中

厚生労働省 東海北陸厚生局

令和3年度地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金における当初協議の実施について

平素より、介護保険制度及び高齢者保健福祉行政の推進につきまして、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

標記の交付金については、介護施設等における防災・減災対策を推進するため、スプリングラー等の整備、老朽化に伴う大規模修繕等のほか、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」（令和2年12月11日閣議決定）を踏まえ、耐震化改修のほか、非常用自家発電設備・給水設備の整備、水害対策に伴う改修等、倒壊の危険性のあるブロック塀等の改修等を支援しているところです。

また、新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、換気設備の設置事業を新たにメニューに追加しました。

※換気設備の設置事業は、地域医療介護総合確保基金からの移管。昨年度実施していた多床室の個室化改修については今年度より同基金に移管。

つきましては、下記のとおり、協議を実施いたしますので、事業の実施をご検討の上、積極的にご活用いただきますようお願いいたします。

また、都道府県におかれましては、管内の市区町村分（指定都市、中核市を除く）の協議について取りまとめいただきたく、ご協力の程、よろしく願いいたします。

記

1. 補助対象事業及び補助協議単価等

別紙のとおり。特に別紙1の整理票をよくご確認ください。

2. 提出資料

(1) 「防災・減災等事業整備計画書」（別添1）

別添1に関係する以下の資料を付すこと。

ア. 平面図、位置図、写真等（現況及び改修箇所が分かるもの）

イ. 見積書（公的機関、工事請負業者等の民間事業者）

(2) 「整備計画一覧表」（別添2）※該当する事業分のみ

都道府県は、管内市区町村分（指定都市、中核市を除く）を取りまとめた上で、提出をお願いします。

3. 提出先

地方厚生（支）局 施設整備担当課

4. 提出方法・部数

（１）別添１の資料及び必要添付書類 紙媒体 ２部

（２）別添２の資料 紙媒体 ２部 + 電子媒体

5. 提出期限

令和３年５月２８日（金）

6. 留意事項

（予算関係）

- ・ 予算を上回る協議となる可能性があることから、実施主体（自治体）におかれましては、事業ごとに優先順位を必ず付してください。
- ・ 事業内容によっては、令和２年度本省繰越予算を充当することがあります。

（事務処理関係）

- ・ 参考１のチェックリストを活用いただく等により、適切に内容の確認を行ってください。
- ・ 当（支）局への交付申請にあたっては、内示額を上回ることはないようお願いいたします。

【照会先】

厚生労働省 東海北陸厚生局 健康福祉課

電 話：０５２－９５９－２０６１

e-mail：ikedayuriko@mhlw.go.jp